



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	發刊の辭
Author(s)	菊井, 維大; KIKUI, T
Citation	法學會論集, 1, 1-2
Issue Date	1951-09-01
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/17032">https://hdl.handle.net/2115/17032</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_p1-2.pdf



古い傳統をもち、長く自然科學系統の學部のみで構成されていた北海道大學に、新らしく、法文學部が設けられたのは、昭和二十二年のことであるが、第一回の卒業生を送つた昭和二十五年には、早くも、文學部と法經學部に分離し獨立したのであつた。この法經學部の法律と政治に關する講座を擔任する者は、學部創設の苦業をなし遂げてきた人々も、學部新設ののち赴任した人々も、ともにみな學問に對する深い熱意をもち、その研究の成果の發表を強く希求する、共通の氣持を抱くようになったが、このたび、農學部農業經濟學科に在職する法學專攻の人々も加わり、北海道大學法學會を結成し、法學會論叢の發刊を企てたところ、たまたま、文部省の研究成果刊行費の交付を受けることができたので、幸にも、その實現を見るようになったのである。

由來、法律と政治の分野における學術雜誌の刊行は、決して稀れではない。ことに、長い歴史をもつ大學では、法學部の諸教授が中心となつて雜誌を刊行し、それぞれ特色のある學風の形成の契機を作り、學問の進歩に寄與してきたことは、周知のことであるが、そのもつ意義は過去はもとより、現在も近い將來においても、決して消え去るものとは思われない。近來、かような學術雜誌の再刊創刊を見ることが多いのは、この事實を雄辯に物語つてゐるものといえ

よう。また、最近創立された、數多い、全國的な、専門別の學會をみて、機關雜誌を刊行するものが、二三に止まらない。法律と政治の社會的經濟的基盤が根本的に變革された、この時代においては、全國の専門學者の結集と協同の體制のもつ意味は、いつの時代よりも大きく、その機關誌の果たす役割も、極めて實いことは、疑を容れない。しかし、いずれにせよ、これらの雜誌に研究の成果を發表することが許される範圍には、自ら限度がある以上、研究機關自ら機關誌をもち、所屬研究員に、研究の成果を發表する機會を與え、兼ねて、その研究の促進を圖ることも、許されてよいと思う。

法學會論叢が、法律と政治の學界に、どれだけ寄與することができるかは、協力者の努力によつて決まることであるが、一つには、その所屬研究機關である學部の充實にもつながる問題である。この觀點からすれば、法學會論叢の成熟は、やがて學部の成長度を表示することであり、さらに、その學部の地理的環境をも考慮に入れるならば、日本の法律と政治の學問の地域的普及の上昇度を明示することにもなる。この意味において、法學會論叢の健全な育成こそ、われわれの最も大切な仕事の一つとして、心を傾けて果したいものである。

菊井維大